平成２４年（フ）第２２８号
福岡市中央区大名１丁目１番９号
債務者　株式会社中央管理サービス
代表者代表取締役　森田　訓史
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新宮　浩平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月14日午後１時30分
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３３２１号
大阪市中央区谷町１丁目３番17号エルフ大手前1005号
債務者　興誠建設株式会社
代表者代表取締役　辻本　修身
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小島　幸保
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月27日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第１８７号
福岡市中央区警固３丁目６番2408号
債務者　林　　秀憲
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡崎　信介
4　破産債権の届出期間　平成24年３月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月26日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８９５号
福岡市東区和白丘１丁目13番20―103号
債務者　岩下　　謙
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金崎　智久
4　破産債権の届出期間　平成24年４月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月21日午後２時15分
6　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９号
北海道伊達市舟岡町347番地２
債務者　大野　貴秀
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　正樹
4　破産債権の届出期間　平成24年３月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月８日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第１４５号
福岡市南区高宮３丁目10番９―504号
債務者　柏原佳代子（旧姓砥綿）
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　熊谷　靖夫
4　破産債権の届出期間　平成24年４月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月14日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７９号
山口県美祢市於福町下484番地１、従前の住所大阪府松原市天美我堂１丁目202番地の５710号
債務者　右田　幸枝
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　久典
4　破産債権の届出期間　平成24年３月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月26日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第１３号
鹿児島県肝属郡肝付町北方1763、住民票上の住所鹿児島県鹿屋市王子町4645番地36
債務者　宮園かずえ
1　決定年月日時　平成24年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神川　洋一
4　破産債権の届出期間　平成24年３月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月25日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第３４９号
大阪市北区天神橋２丁目５番15号　グラン・ピア南森町401号室
債務者　渡部　喜子（旧姓十場）
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　友紀
4　破産債権の届出期間　平成24年４月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月14日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０３号
徳島県阿波市阿波町森沢23番地１
債務者　吉田　良美
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梶野　正寛
4　破産債権の届出期間　平成24年３月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月７日午前11時35分
6　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２７２号
青森市大字駒込字桐ノ沢３番地46
債務者　木村　栄喜
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩谷　直子
4　破産債権の届出期間　平成24年３月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月22日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３８９号
愛知県豊橋市小島町字南島30番地
債務者　冨田　隆芳
1　決定年月日時　平成24年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　隆穂
4　破産債権の届出期間　平成24年３月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月28日午前11時５分
6　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第２０号
北海道小樽市石山町12番19号、前住所北海道小樽市梅ケ枝町32番16号
債務者　江川　順治
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鷲見　　悠
4　破産債権の届出期間　平成24年４月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月22日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第３２５４号
札幌市北区屯田５条８丁目３番11号
債務者　竹浪　誠生
1　決定年月日時　平成24年２月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　　隆
4　破産債権の届出期間　平成24年３月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月29日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７号
埼玉県三郷市彦成５丁目193番地６
債務者　木原　　信
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河内　智子
4　破産債権の届出期間　平成24年４月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月８日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係